＜大学教職員版＞実施：3/3〜3/23

|  |
| --- |
| 2025年度　春闘要求アンケート |

日本大学教職員組合

＜連絡先＞Mail: [nichidai.kumiai@gmail.com](mailto:nichidai.kumiai@gmail.com)

　　　　　HP: <https://union-nihon.sakura.ne.jp>

|  |
| --- |
| 日本大学教職員組合では毎年、専任教職員を対象に、春闘要求の基礎資料としてアンケートを実施しています。教育・研究・労働条件を改善するための要求作りだけでなく、今後の組合活動にも生かしたいと思います。  　アンケートの回答は厳重に管理し、個人が特定されるような形で公表することはありませんので、ご迷惑はおかけしません。  　アンケートの回答は10分程度です。組合未加入者の方も回答いただけます。 ご協力のほどお願いいたします。  回答期限：３月２３日（日）  回答方法：以下のいずれかを選択   1. Google Form（以下のURLまたはQRコード）から 　　　　<https://forms.gle/hSyfgwvjnL4UZQy98> 2. 教職員組合書記局宛（[nichidai.kumiai@gmail.com](mailto:nichidai.kumiai@gmail.com)）に添付ファイルで送付 3. 学部執行委員がいる学部（経済、文理、商、生物資源【湘南】）のみ、執行委員に回答したアンケート票を提出    * 調査について不明点等がありましたら、下記の組合書記局までお問い合わせください。   アンケートについての問い合わせ先：日本大学教職員組合　書記局  　　　　　　　　　　　　　　　　　　Mail：[nichidai.kumiai@gmail.com](mailto:nichidai.kumiai@gmail.com) |

【回答者の属性】

性　　別：１．男性　　２．女性　　３．その他　　４．回答したくない

職　　種：１．教員　　２．職員

雇用区分：１．専任（基本給適用者）　　２．専任（年俸制適用者）

部科校名：　　　　　　　　　　　　　　（差し支えなければご記入ください）

教職員組合への加入：１．加入している　　２．加入していない

１．賃金関連に関する要求について

【全教職員の方にお聞きします】

|  |
| --- |
| 東京私大教連の試算によると、増税や社会保険料の引き上げ等により、私大教職員の可処分所得（名目）は減少を続けており、2025年の名目可処分所得は以下の通りとなっています。  *※年収750万円の場合で2000年より76万2439円（11.82％）減少、2024年より16万6483円（5.84％）減少*  *※年収1050万円の場合で2000年より85万5397円（9.84％）減少、2023年より16万9380円（2.11％）減少*  2025年の平均的な名目可処分所得は、前年より1～2％減少、10年前からは約2～5％も減少しています（物価上昇を除く）。  また、消費者物価は5年前から8.2％増、10年前から10.9％増となっているため、実質可処分所得は、2024年より3～4％も減少しています。  2024年春闘要求では、大学の財政状況(\*)や可処分所得の減少額などを踏まえ、ベース・アップ5,000円、一時金を6.58ヶ月＋38,500円に戻すことを要求しましたが、実績は21年連続でベアなし、一時金支給基準額が「基本給及び家族手当の6.55ヶ月」でした。 |

\*）*過去5年間の平均は103億円の黒字、2023年度は当初-3億円の赤字予算でした。  
補助金不交付（90億円）でしたが、決算は41億円の黒字でした。また、昨年度の団交では5000円のベア要求をしましたが、それに必要な原資は組合計算で5億7千万円です。*

|  |
| --- |
| 【参考　他私大の状況】  *・法政：一律500円 　・慶応：1,000円　　・早稲田　ベア平均1.7％*  *・大東文化　1,500円（3年連続）　　・二松学舎：1,000円*  *・立命館：教員1.4％、職員及び附属校教員0.25％　・中京大：平均3%　同志社：3,300円* |

問１－１．この１年を通じて、物価高は、あなたの家計へどのような影響を与えていますか。  
もっともあてはまるものを選んでください。

　１.　非常に苦しくなった　２.　やや苦しくなった　３.　これまでと変わらない

問１－２．家計のなかで、特に負担に感じている費目は次のうちどれですか。  
５つ以内で選んでください。

１. 税金 　　 ２. 社会保険料 　　 ３. 食費

４. 被服費 ５. 日用品（食料品・衣類を除く） ６. 住宅関係費

７. 水道・光熱費 　 ８. 交通費（ガソリン代を含む）

９. 耐久消費財（電化製品や車など） 10. 電話・通信・インターネット利用料

11.　教養・娯楽費 12. 子どもの教育費　 13. 医療費

14. 生命保険や損保の掛金　 15.研究費や手当などでは賄えない諸費

16.　その他（　　）

問１－３．どの程度のベース・アップを要求するのが適当と考えますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１**. 1,000円程度 | **２**. 3,000円程度 | **３**. 5,000円程度 |
| **４**. 8,000円程度 | **５**. 10,000円以上 | **６**. 要求しない |

問１－４．年間の一時金（賞与）の支給額について、2025年度春闘ではどのような要求をする

ことが妥当だと考えますか。月数および加算金額を記入してください。

ヶ月　＋　　　　　　　　円

問１－５（１）　【教員の方にお聞きします。職員の方は問１－６にお進みください。 】  
２０２０年以降、オンライン授業のための動画作成（あるいはハイブリッドに対応した授業準備）や、特別な配慮を要する学生への対応が求められるようになりました。  
講義の負担は増加しましたか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１**. 増加した | **２**. 増加していない |  |

問１－５（２）　【前問で１　「増加した」と回答した方にお聞きします。】  
講義の負担増の内容あるいは程度について、具体的にお書きください。

問１－６．専任（年俸制適用者）の教職員には夏季および冬季に一時金が支給されていません。  
一時金を支給すべきだと思いますか。それとも、支給する必要はないと思いますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１**. 支給するべき | **２**. 支給する必要はない | **３**. わからない |

　↓　問１－７へ

問１－８へ

問3-1へ

問１－７．【前問で「１．支給されるべき」と回答した方にお聞きします。】  
専任（年俸制適用者）の教職員の一時金はどの程度の額が適当と考えますか。

|  |  |
| --- | --- |
| **１**. 夏季と年末にそれぞれ5,000円程度 | **２**. 夏季と年末にそれぞれ10,000円程度 |
| **３**. 夏季と年末にそれぞれ15,000円程度 | **４**. 夏季と年末にそれぞれ20,000円程度 |
| **５**. その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |

問１－８．賃金に関してご意見がありましたらお書きください。

２．専任（年俸制適用者）の処遇について

【専任（年俸制適用者）の方にお聞きします】

|  |
| --- |
| 2020年4月に施行されたパートタイム・有期雇用労働法では、パート・有期雇用労働者と 通常の労働者（無期雇用・フルタイム）との間の不合理な待遇の格差を禁じています。  あなたの待遇についてお答えください。 |

問２－１．あなたの学部で、あなたと同種の業務に従事する専任（基本給適用者）の  
教職員はいますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１**. いる | **２**. いない | **３**. わからない |

問２－４へ

問２－２．【前問で「１．いる」と回答した方にお聞きします。】   
その専任教職員とあなたの職務内容は、どの程度等しいといえますか。

　１. 従事している業務のうち中核的な業務が実質的に等しい

　２. 業務に加えて、責任の程度も著しく異ならない

　３. 業務と責任に加えて、転勤の有無や職務内容・配置変更の範囲も実質的に等しい

　４. 職務内容が等しいとはいえない

問２－４へ

問3-4へ

　５. わからない

問２－３．【前問で１・２・３と回答した方にお聞きします。】  
職務内容が等しい専任教員との間で、不合理といえる待遇の差はありますか。

　１. 手当や一時金を含む年収に不合理な差がある

　２. 手当や一時金を含む年収に差はあるが、不合理とはいえない

　３. 手当や一時金を含む年収に差はない

　４. わからない

問２－４．職務内容が等しいかどうかに関わらず、専任（基本給適用者）の教職員との  
待遇や労働条件の差に関して、ご意見がありましたらお書きください。

３．育児・介護支援に関する要求について

【全教職員の方にお聞きします】

問３－１（１）．日本大学のいくつかの学部では臨時託児所が設置されています。

ご自身の所属する学部では臨時託児所が設置されていますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１**. 設置されている | **２**. 設置されていない | **３**. わからない |

問３－１（２）．【「１」とご回答の方に伺います。】

臨時託児所が設置されている場合、下記を参考に設置の実態を教えて  
いただければ幸いです。

|  |
| --- |
| 【参考　学内の状況】  日本大学では、文理学部、生物資源科学部で、日曜・祝日に入試がある場合、学内に臨時託児所が設置されます。経済学部も経済学部教職員（非常勤講師，臨時職員及び派遣職員含む）の０歳から小学校３年生までの児童を対象に、祝日や日曜に授業や入試などの学内行事がある場合、学内に臨時託児所が設置されます。  【他私大の状況】  明治大学では、直接雇用する全ての教職員（非専任を含む）が、祝日の授業日、土曜・日曜・祝日の入試関連業務等の実施日にベビーシッターや学外託児所を利用したときは、それぞれ1万円または2万円を上限に実費が支給されます。また、ベビーシッター・サービス業者と法人契約を締結し、入会金無料＆法人割引で利用できます。 |

次ページに設問が続きます

問３－２．以下のような教職員に対する保育支援を大学として実施すべきだと思いますか。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 強くそう思う | そう思う | そう思わない | 全くそう思わない |
| **１**. 祝日の授業日や土曜・日曜・祝日の入試関連業務等の実施日に おける学部内での臨時託児所の開設 | ① | ② | ③ | ④ |
| **２**. 祝日の授業日や土曜・日曜・祝日の入試関連業務等の実施日に おける保育サービス利用時の補助 | ① | ② | ③ | ④ |
| **３**. 保育サービス（託児所・ベビーシッター）費用援助等の拡大 | ① | ② | ③ | ④ |
| **４**. 男性教職員の各種制度の利用推進 | ① | ② | ③ | ④ |
| **５**. その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |

|  |
| --- |
| 【参考　他私大の状況】  立教大学では、専任教職員が休日授業のために介護サービスを利用した場合、1 日につき 3,500円を上限に利用料の補助が支給されます。中央大学では専任教職員またはその配偶者の両親が要介護状態の場合、ヘルパーの利用や施設介護の利用、家事代行サービスの利用に対して補助金が支給されます。早稲田大学では、休日の授業・入試における介護負担に対して1日 12,000円を上限とした補助、ヘルパー利用に対して年間 60 日、1 日 7,000 円を上限に補助金が支給されます。 |

問３－３．以下のような教職員に対する介護支援を大学として実施すべきだと思いますか。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 強くそう思う | そう思う | そう思わない | 全くそう思わない |
| **１**. 介護休暇（５日間）を有効に使うための方法を知るための セミナー・相談窓口の設置 | ① | ② | ③ | ④ |
| **２**. 介護休暇を10日間程度まで増やし、時間休などで柔軟に対応 | ① | ② | ③ | ④ |
| **３**. 介護の実費（休日出勤などに臨時ヘルパー利用時など）に 対する補助金の支給 | ① | ② | ③ | ④ |
| **４**. 遠距離介護に対する交通費補助 | ① | ② | ③ | ④ |
| **５**. 介護休業（最大１年）の制度設置 | ① | ② | ③ | ④ |
| **６**. 介護による時短勤務制度の設置 | ① | ② | ③ | ④ |
| **７**. その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |

４．ハラスメントについて

問４－１．あなたは過去５年間に日本大学で何らかのハラスメントを受けたことがありますか。

|  |  |
| --- | --- |
| **１**. ある　　→問４－２へ | **２**. ない　　→問４－５へ |

問４－２．【前問で「１. ある」と答えた方にお聞きします。】  
ハラスメントの加害者は誰ですか。（複数回答可）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１**. 上司 | **２**. 同僚 | **３**. 部下 |
| **４**. 学生の保護者 | **５**. その他（　　　　　　　　　　） | |

問４－３．【問４−１で「１. ある」と答えた方にお聞きします。】  
それはどのような行為でしたか。（複数回答可）

１. 身体的ハラスメント（小突く、胸ぐらを掴む、蹴る、物を投げる、暴行・傷害）

　２. 精神的ハラスメント（人格否定や差別的言動、悪質な悪口・陰口、脅迫・暴言等）

　３. セクシュアル・ハラスメント（身体的接触、性的からかい、容姿や体型への言及、性的関係の強要）

　４. 人間関係の切り離し（隔離・仲間外し、無視、必要な情報を与えない）

　５. 過大な要求（遂行不可能な指示・命令）

　６. 過小な要求  
（業務上の必要なしに本人の能力や経験に対して明らかに簡単な仕事を命じる、仕事を与えない）

　７. 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

　８. その他

問４－４．差し支えなければ、内容を具体的にお書きください。

問４－５．学内の人権相談オフィスについてどう思いますか。（複数選択可）

１. 人権被害に遭ったらぜひ利用したい

　２. 人権被害に遭った人に紹介したい

　３. 個人情報が守られそうにないので利用しない

　４. 相談しても解決できそうもないので利用しない

　５. 人権相談オフィスについてよく知らない

　６. その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

５．【組合全体や執行委員会への意見・要望について】

問５．教職員組合で特に力を入れてほしい取り組みは何ですか。（複数選択可）

　１．ベース・アップの獲得

　２．一時金の支給基準（月数および加算額）の維持・向上

　３．生活関連手当(住宅費補填手当・家族手当・通勤手当など)の改善

　４．職務関連手当(役職手当・各種委員会手当・超過講義手当など)の改善

　５．労働時間の改善(超勤問題・持ちコマ問題を含む)

　６．校務・業務の見直し

　７．職場環境の改善

　８．適正な教職員数の確保 (非常勤講師の確保を含む)

　９. 学部新設・移転、事務組織の改変による不当労働行為などの防止

10. 無期・有期教職員間の不合理な処遇格差の解消

11. 再雇用問題への取り組み

12. 育児支援の充実

13. 介護支援の充実

14. 福利厚生の充実

15. 法人による中長期事業計画の進め方の是正

16. 法人のガバナンスのあり方

17. 新型コロナウイルス感染防止のための対応  
(感染防止策の強化や情報の周知徹底、労働環境の改善等)

18 ジェンダー平等の推進（女性の管理職への登用など）

問６．組合全体や執行委員会の活動などについて、ご意見・ご要望があればお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。